前払式支払手段を発行する者の無届出業者・無登録業者に

プリペイドカードや電子マネーを発行する者は、資金決済に関する法律に基づき、届出（注）又は登録が必要です。
届出業者・登録業者の一覧は、金融庁ホームページをご覧ください。

- 届出業者：https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/jika.pdf
- 登録業者：https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/daisan.pdf

（注）「届出」は、一定の条件に該当する前払式支払手段を発行する者のみが対象です。
「無届出業者」とは、届出が必要であるにもかかわらず、資金決済に関する法律に基づく届出を行っていない者をいいます。

届出業者及び登録業者は、以下の規制の適用があります。

☑ <u>情報提供</u>
利用者の方へ、プリペイドカードや電子マネーの利用可能店舗、利用上の注意等について、情報を提供します。

☑ <u>金銭の保全</u>
利用者の方から預かった金銭について保全が必要な額を算出し、供託等による資産保全を行っています。

☑ <u>利用終了時の払戻し</u>
プリペイドカードや電子マネーの利用を終了する場合は、利用者の方に対して、その残高を払い戻します。

無届出業者・無登録業者の場合は、上記の規制の適用がなく、適切な情報提供、金銭の保全等を行っていない場合があり得ますので、ご注意ください。

無届出業者・無登録業者と思われる者から勧誘等を受けた場合は、以下の連絡先までご相談ください。

【金融庁　金融サービス利用者相談室（平日10:00～17:00）】
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
（IP電話・PHSからは、03-5251-6811）